

## 議案第 8 2 号

### 瑞穂町税賦課徴収条例及び瑞穂町介護保険条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例及び瑞穂町介護保険条例の一部を改正  
する条例

(瑞穂町税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 8 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加える。

第 5 1 条第 2 項第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（瑞穂町介護保険条例の一部改正）

第2条 瑞穂町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下次条において同じ。））」に改める。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例（以下

「新条例」という。)第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書について適用する。

- 2 新条例第36条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 第5条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後

に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第23条から第36条 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2から7 略</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3から第50条 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(1)納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第23条から第36条 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2から7 略</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在_____、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3から第50条 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p>

律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)

又は法人番号

(2) 略

(3) 略

3 略

第52条から第53条の12 略

第2節 略

第54条から第63条 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 略

(1)代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 略

(1)代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号  
又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(5) 略

2 略

(1)代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号  
又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名

(1) 略

(2) 略

3 略

第52条から第53条の12 略

第2節 略

第54条から第63条 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 略

(1)代表者の住所及び氏名

(2)から(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 略

(1)代表者の住所及び氏名

(2)から(5) 略

2 略

(1)代表者の住所及び氏名

称)

(2)から(6) 略

3及び4 略

第64条から第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 略

(1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人  
番号又は法人番号(個人番号又は法人番号  
を有しない者にあつては、住所及び氏名又  
は名称)

(2)から(5) 略

3 略

第72条から第73条の3 略

(住宅用地の申告)

第74条 略

(1)住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及  
び個人番号又は法人番号(個人番号又は法  
人番号を有しない者にあつては、住所及び  
氏名又は名称)

(2)から(4) 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 略

(1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人  
番号又は法人番号(個人番号又は法人番号  
を有しない者にあつては、住所及び氏名又  
は名称)並びに当該納税義務者が令第52条  
の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第  
3号から第5号までに掲げる者である場合に  
あつては、同条第1項第1号若しくは第2号又  
は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者と  
の関係

(2)から(6) 略

2 略

(2)から(6) 略

3及び4 略

第64条から第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 略

(1)納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)から(5) 略

3 略

第72条から第73条の3 略

(住宅用地の申告)

第74条 略

(1)住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名  
称

(2)から(4) 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 略

(1)納税義務者の住所及び氏名又は名称並び  
に当該納税義務者が令第52条の13第1項第3  
号から第5号まで又は第3項第3号から第5号  
までに掲げる者である場合にあつては、同  
条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1  
号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)から(6) 略

2 略



第75条から第79条 略

第3節 略

第80条から第88条 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 略

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)から(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 略

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)から(6) 略

3及び4 略

第91条 略

第4節及び第5節 略

第6節 略

第131条から第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第75条から第79条 略

第3節 略

第80条から第88条 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 略

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)から(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 略

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)から(6) 略

3及び4 略

第91条 略

第4節及び第5節 略

第6節 略

第131条から第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)(3) 略

3 略

第140条から第140条の7 略

附 則

第1条から第10条の2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)(3) 略

2 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(4) 略

3 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又

第139条の3 略

2 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)(3) 略

3 略

第140条から第140条の7 略

附 則

第1条から第10条の2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)(3) 略

2 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)から(4) 略

3 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

は名称)

(2) (3) 略

4 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) (3) 略

5 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) (3) 略

6 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) から (6) 略

7 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) から (7) 略

8 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) から (6) 略

9 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号

(2) (3) 略

4 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) (3) 略

5 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) (3) 略

6 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (6) 略

7 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (7) 略

8 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (6) 略

9 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(6) 略

第11条から第21条の2 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

(1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)から(4) 略

2 略

3 略

(1)代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)

(2)から(5) 略

4 略

第23条 略

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する

(2)から(6) 略

第11条から第21条の2 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

(1)納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)から(4) 略

2 略

3 略

(1)代表者の住所及び氏名

(2)から(5) 略

4 略

第23条 略

申請書について適用する。

2 新条例第36条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並び

に第90条第2項及び第3項に規定する申請書  
については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第139条の3第2項第1号の規定  
は、施行日以後に提出する同項に規定する  
申請書について適用し、同日前に提出した  
旧条例第139条の3第2項に規定する申請書  
については、なお従前の例による。



第2条による改正

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4条から第8条 略 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下次条において同じ。)</u></p> <p>(2) (3) 略 (保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2) (3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>第1条 <u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4条から第8条 略 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2) (3) 略 (保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2) (3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>



第2条から第5条 略

